


○ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例 【条 例】 ○ 公布した条例の解説 【解 説】	目 次	岡山県公報
		発行 岡山県
人事課 都市計画課 企業局 総務学事課	担当課（室）	
		目 次
		担当課（室）

# 令和8年5月19日 岡山県公報 号外

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和八年五月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 岡山県条例第六十九号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

**第一条** 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

第二条第一号中「第七十三条の四第一項第一号」を「第七十三条の五第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十三条の四第一項第二号」を「第七十三条の五第一項第二号」に改める。

(岡山県流域下水道事業の設置等に関する条例及び岡山県公営企業条例の一部改正)

**第二条** 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

一 岡山県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成三十年岡山県条例第六十八号)第六条

二 岡山県公営企業条例(昭和四十一年岡山県条例第六十四号)第七条

## 附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

(解説)

◎ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例について  
地方自治法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。